

国空施第62号
平成24年12月25日

沖縄県知事 殿

国土交通省航空局長



空港整備事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、直轄事業の新規事業採択時評価については、国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領（以下「実施要領」という。）において、当該事業の予算化について、直轄負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしており、空港整備事業では交通政策審議会航空分科会事業評価小委員会において、新規事業採択時評価について意見を聴くこととしております。

つきましては、実施要領に基づき、別紙に掲げる事業を予算化することについて、平成24年12月28日（金）までに、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。



沖企交第 1226 号
平成 24 年 12 月 25 日

国土交通省航空局長 殿

沖縄県知事



空港整備事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について（回答）

平成 24 年 12 月 25 日付け国空施第 62 号にて照会のありました、那覇空港滑走路増設事業を予算化することについて、異存ありません。

那覇空港は、航空輸送のほかに高速輸送手段を持たない離島県沖縄の県民生活を支え、本県の持続的な振興発展に寄与する極めて重要な施設であります。

那覇空港滑走路増設事業は、将来需要へ適切に対応し、将来にわたり国内外の航空ネットワークにおける拠点性を発揮しうするため、また、不測の事態により滑走路が閉鎖された場合に県民生活や社会経済全般に甚大な影響を及ぼすことがないように、早期に整備が求められる必要不可欠な事業であります。

つきましては、那覇空港の第 2 滑走路が、一日でも早く供用されるよう、当該事業の平成 25 年度事業化と事業推進について、特段のご配慮をお願いいたします。